

退職者の組合員資格任意継続に関する取り扱い要綱

退職者の組合員資格任意継続について、定款および退職者の組合員資格任意継続に関する規程に基づき、この取り扱い要綱を定める。

I. 組合員資格（定款第6条に該当する組合員の取り扱いについて）

1. 継続加入申込手続き

(1) 継続加入

学校生協組合員在籍期間中、本組合の事業を利用することを適当としてきた実績のある組合員が退職し任意継続を希望する場合は、「継続組合員届」により受け付ける。

(2) 継続組合員届受理後の手続き

所定の審査のうえ、届出を受理した時点で継続組合員として登録する。

(3) 現況確認方法

①利用割戻し、出資金残高のお知らせの際に、現況確認を行う。

②所在地不明の場合は、学校生協だよりに資格喪失および出資金払い戻し請求権の消滅の広告をする。

③所在地不明の出資金払い戻し請求権の消滅は、生協法第23条の規定により、現況確認書受付締切日の翌日から起算し、その2年後に払い戻し請求権は時効となる。

(4) 割賦精算手続き

割賦残は脱退する場合は一括精算とし、継続組合員の場合は契約時の支払い内容のままとする。なお、割賦購入上限は累計60万円までとする。

2. 出資金の取り扱いについて

(1) 継続加入の場合

以下の二つより選択する。

①出資金の残高をそのまま継続する。

②組合員資格最低額（5千円）まで減額し、差額を返還する。

(2) 脱退の場合

口座振り込みにより全額返還する。

・自由脱退及び定年退職による脱退の場合・・・7月末日

・法定脱退の場合・・・・・・・・・・・・・・・・7月以降その都度

3. 組合員番号（コード）、組合員カード（組合員証）

現在の組合員番号（コード）、組合員カードを継続扱いとする。

4. 脱退

(1) 自由脱退

①事業年度の末日90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退する。

②住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなす。

③その他定款の定めに該当するとき。

(2) 法定脱退

①死亡

②2年間利用をしない時。

③支払い義務を2ヵ月以上履行しない時。

④その他定款の定めに該当するとき。

5. 支払い方法

原則として年金の振り込まれる預金口座より引き落としとする。

附則

この改正基準は、2011年9月1日より施行する。